

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録基準

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 27 条第 1 号から第 6 号までの各号において知事が別に定める基準を、次のとおり定める。

- 1 規則第 27 条第 1 号に規定する省エネルギー診断を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。
 - (1) 事業者の直近の 3 年間における当該事業の実績が、延べ 6 件以上あり、かつ、県内で延べ 1 件以上あること。
 - (2) 事業者別に別表第 1 に掲げる技術資格を有する者が、2 人以上在籍していること。
- 2 規則第 27 条第 2 号に規定する省エネルギーを目的として設計等に要する費用の額以上の額の削減を保証して当該設計等を包括的に行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。
 - (1) 事業者の直近の 3 年間における当該事業の実績が、現在契約期間中のものを含め、延べ 3 件以上あり、かつ、県内で延べ 1 件以上あること。
 - (2) 事業者別に別表第 2 に掲げる各区分の技術資格を有する者が、それぞれ 1 人以上在籍していること。
- 3 規則第 27 条第 3 号に規定する電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面を作成し、及び発行する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。
 - (1) 事業者が、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター（以下「グリーンエネルギー認証センター」という。）による発電設備認定及び発電電力量認証を受けて、グリーン電力証書を発行していること。
 - (2) 事業者が、グリーンエネルギー認証センターの定める「グリーン電力証書ガイドライン」への適合説明を提出していること。
- 4 規則第 27 条第 4 号に規定する温室効果ガスの排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對しクレジットの提供及び支援等を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件を満たす事業者が行う事業であることとする。
 - (1) 事業者が、環境省が定める「カーボン・オフセット制度実施規則」に基づく「オフセット・プロバイダープログラム」に参加していること。
- 5 規則第 27 条第 5 号に規定するエコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(5)の要件を満たす事業者が行う事業であることとする。

- (1) 座学講習及び実技講習を行うものであること。
- (2) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の定める「乗用車の「エコドライブ講習」認定基準」若しくは一般社団法人日本自動車連盟の定める「エコトレーニングカリキュラム」に適合するもの又は準じるものであること。
- (3) 受講者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- (4) 次項に規定する修了者の実施又は指導の下で行われるものであること。
- (5) 事業者別に別表第3に掲げる教習会又は講習会の修了者が1人以上在籍していること。

6 規則第27条第6号に規定する地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業を、適正かつ確実に行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)及び(2)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(3)及び(4)の要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。

- (1) 受講者又は参加者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- (2) 次項に規定する経験を有する者の実施又は指導の下で行われるものであること。
- (3) 事業者当該事業を3年以上従事した経験を有する者が1人以上在籍していること。
- (4) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、県内で延べ10回以上あること、又はその受講者若しくは参加者の数が県内で延べ50人以上であること。

附 則

この登録基準は、平成22年4月1日から施行する。

この登録基準は、平成25年6月28日から適用する。

別表第1

技術資格	
一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士	

別表第2

技術資格	
区分A	一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士
区分B	一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士

別表第3

教習会又は講習会	
一般財団法人省エネルギーセンターの「インストラクター養成教習会」、一般社団法人日本自動車連盟の「エコ・アドバイザー養成講習会」	